

トルクレンチ導入促進助成金交付要綱

2023年3月9日制定
公益社団法人 新潟県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 公益社団法人新潟県トラック協会（以下「県ト協」という。）の会員事業者（以下「会員」という。）が、事業用トラックのタイヤ脱落事故防止のための増し締め徹底を図ることを目的としたトルクレンチの導入に対して助成金を交付し、保有を促進する。

(助成対象となるトルクレンチ)

第2条 助成の対象は、当該年度の4月1日から翌年の1月31日までに購入し、支払いが完了したトルクレンチとする。（中古品を除く。）1会員事業者あたり、県内に所在する許認可営業所ごとに1台までとする。

(助成金の交付額)

第3条 助成額は、取得価格（税抜き）の50%または70,000円のいずれか低い額（1,000円未満端数切捨て）を予算の範囲内で助成する。

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 会員は、トルクレンチの導入が完了したときは、当該年度の2月10日までに様式1の「トルクレンチ導入促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」に必要書類を添えて協会に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第5条 会員は、交付対象となった装置が取得の日から起算して2年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付または担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

(助成金の返還)

第6条 会員は交付対象となったトルクレンチが、前条の処分期間内に次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、助成金を返還しなければならない。

1. 助成金の申請内容もしくはこれに付した条件、その法令もしくはこれにもとづく処分に違反したとき。
2. 会員資格を失ったとき、または助成を受けたトルクレンチを他の都道府県に配置変更したとき。

(その他必要な事項)

第7条 本要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

(附 則)

本要綱は、2023年4月1日より適用する。

公益社団法人 新潟県トラック協会会長 殿

住 所

会社名

代表者

印

トルクレンチ導入促進助成金事業実績報告書
(助成金交付請求書)

「トルクレンチ導入促進助成金交付要綱」第4条に基づき、助成金の交付について、下記のとおり請求します。

記

1. 整理番号 :

～

2. 助成申請内容 : 別紙内訳書のとおり

3. 助成申請額 : _____ 円

※70,000 円/1台、または取得価格の50%の
いずれか低い額 (1,000 円未満の端数切り捨て)

4. 添付書類 :

様式 1 (導入内訳書)

請求明細書 (写) ; メーカー、製品名、型式、トルク調整範囲記載のもの

領収書 (写)

※車両総重量 8 t 以上の車両を保有している営業所については、該当する
車両 1 台分について車検証 (写し) を添付

5. 振込先銀行口座

・銀行名 :

銀行・信用金庫・信用組合

・支店名 :

本店・支店

・預金種別 :

普通・当座

・口座番号 :

フリガナ
・口座名義 :

5. 申請担当者

・氏 名 :

・電話番号 :

トルクレン子導入内訳書

令和 年 月 日

整理番号	支店・営業所名	導入トルクレン子				取得価格 (税抜き)	備考欄
		メーカー	製品名	型式	トルク調整範囲(N・m)		
1	新ト協運輸株 (記載例)	東日製作所	ドライブ付トルクレン子	DQLE1000N2	200 ~ 1000	130,000	
					~		
					~		
					~		
					~		
					~		
					~		
					~		
					~		
					~		
					~		
					~		
					~		
					~		
					~		
					~		
					~		

※1会員事業者当たり、県内所在の許認可営業所ごとに1台までとする。